

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年9月29日
【会社名】	Abalance株式会社 (旧会社名 リアルコム株式会社)
【英訳名】	Abalance Corporation (旧英訳名 Realcom Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉永 正紀
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川2-2-4 天王洲ファーストタワー5F
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 平成29年3月30日開催の臨時株主総会の決議により、平成29年3月30日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長吉永正紀は、当社グループ（当社及び連結子会社）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成29年6月30日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社5社及び持分法適用会社3社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的影響の重要性が高く、全社的な内部統制を評価した上で、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。また、連結子会社3社及び持分法適用関連会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結ベースの連結売上高の概ね3分の2を占める事業拠点を評価の対象としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び仕入、棚卸資産、売上原価に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、財務報告への影響を勘案して、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測・評価を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを個別に評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度の末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

当社は、連結財務諸表における売買取引の会計処理及び滞留債権に対する貸倒引当金の計上不足について当社の会計監査法人から指摘を受け、連結財務諸表を適切に修正しております。

本件は、子会社の非定型・不規則な取引に関して取引実態及び会計基準に基づく会計処理の検討が必ずしも十分になされなかったこと、また、非定型・不規則な取引に関して取引実態を適切に把握し、会計基準に基づき会計処理をする体制が必ずしも適切に整備できていなかったことに起因するものであり、また、当該取引も含めた手続遅延によって決算そのものの遅延も発生しており、これら財務報告に係る内部統制の重要な不備は稟議決裁手続から決算仕訳にいたる全社的な決算体制の不備によるものであります。

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、当事業年度の末日までには是正できなかった理由は、上記の誤りが当事業年度の末日後の連結財務諸表作成過程で発見されたためであります。

一方、当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、当事業年度の末日後、上記の財務報告に係る内部統制の強化・徹底等を図っております。

具体的には、子会社の非定型・不規則な取引については、稟議規程により一層忠実に従い処理すること等を徹底しており、更に、経理・財務統括責任者として知識・経験等を豊富に有した人材（公認会計士等の資格保有者）1名の採用を決定していること、当社の取締役（公認会計士）が子会社の監査役にも就任して子会社のモニタリング・管理

体制の強化を実施すること、また、新たに内部監査室を設置して、事業部内の取引や会計処理に関する定期的かつ、より深度のある内部監査の体制を構築したことなどです。

以上の改善策によって、上記の財務報告に係る内部統制は今後有効になると考えております。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。